

保護者の皆様には、本校の教育活動に対するご理解とご支援をいただき、有難うございます。また、3月2日から5月31日までの臨時休業中、多大なるご負担をおかけいたしました。ご協力をいただきましたことに深く感謝申し上げます。

生徒の皆さんは、規則正しい生活を過ごし、課題等にしっかり取り組んでくれたと思います。今後も、体調管理と感染防止対策をしっかり行ってください。

さて、緊急事態宣言が解除されましたが、まだまだ、新型コロナウイルス感染症の不安を完全に払拭できるには至っておりません。5月22日（金）に埼玉県教育委員会から、感染予防対策を最大限に配慮し6月1日（月）から分散登校しながら段階的に学校を再開する旨の連絡がありました。

については、下記のように学校再開に向けた準備を行ってまいりますので、再開後の円滑な実施について、ご協力をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

なお、詳細は改めて、メール又はホームページで連絡いたします。

記

1 再開の方法について

- (1) 6月1日（月）から6月5日（金）まで、生徒1人につき週1回分散登校とする。
- (2) 6月8日（月）から6月19日（金）までは、状況を踏まえて、生徒1人につき週5回分散登校とする。
- (3) 教育委員会から通常登校の指示があるまで分散登校を実施する。

2 休業期間終了後の授業確保について

- (1) 夏季休業については8月1日（土）から8月23日（日）までとする。
- (2) 期末考査後における授業を実施する。

3 学校行事について

「3つの密」の回避を徹底できない場合は実施しない。
(文化祭・体育祭等については延期・中止を検討中)

4 部活動について

通常登校が再開されるまで実施しない。

5 学校再開に当たっての感染防止対策について

- (1) 朝夕の検温、咳等の呼吸器症状の有無及び倦怠感の確認
 - ア 家庭での検温、健康観察を行い、「健康観察カード」の記入をする。
 - イ 発熱等の風邪の症状があった場合には、自宅で休養する。
(新型コロナウイルス感染症に関して休養した場合は、出席停止扱い)
- (2) 登校後、発熱等を確認した場合
 - ア 保護者の方に連絡し、帰宅させる。
 - イ 帰宅困難な場合は、安全に帰宅できるまでの間、他者との接触を避け別室で待機させる。
- (3) マスク着用について
 - ア 登下校中・授業中はマスクの着用する。(体育の授業等は除く)
 - イ 特に公共交通機関利用時は、必ずマスクの着用する。